

いわゆる谷間世代のために不平等・不公平の是正等の措置を
早急に講じることを求める会長声明

2018年（平成30年）3月1日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、国及び関係機関に対し、新第65期から第70期司法修習終了者への修習中の経済的支援策が十分ではなかった実情をふまえ、これらの者のために、不平等・不公平の是正等の措置を早急に講じることを求める。
- 2 かかる是正等の措置が実現するまでは、新第65期司法修習終了者について平成30年7月25日から始まる貸与金の返還期限の猶予措置をはじめとした貸与金の返還期限の猶予措置を講じることを求める。

第2 声明の理由

- 1 平成29年4月19日の裁判所法改正により、修習給付金制度が創設され、同年11月27日に採用された第71期司法修習生から、修習給付金が支給されている。

そもそも、司法の担い手である法曹を養成するという司法修習の公共的意義に鑑み、司法修習生が安心して修習に専念できるようにするため、また、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念することがないようにするためなどの観点から国が司法修習生に対して十分な経済的支援を行うことが必要不可欠である。

ところが、修習給付金は、基本給付金月額13万5000円、必要がある者に住居給付金上限3万5000円を支給するものであって、税金や保険料、自己負担となる通勤交通費等を考慮すると、多くの司法修習生にとって安心して修習に専念できる経済的支援になっているとは言えない。これは、修習給付金制度創設後も貸与制が一部存続していることから自明である。

- 2 そして何よりも、上記裁判所法改正は、無給であった結果、修習中に国から十分な経済的支援を受けることのできなかつた新第65期から第70期の司法修習生約1万1000人に対して、何ら手当てがなされないという大きな問題を残した（新第65期から第70期までの司法修習生は、それ以前の司法修習生に対して行われていた給費制と、第71期から開始された修習給付金制度との狭間に置かれたことから、「谷間世代」と呼ばれることがあり、以下、新第65期から第70期までの司法修習生を「谷間世代」という。）。

谷間世代も、その前後の司法修習生と同じく、司法修習に専念する義務や守秘義務、兼業の原則禁止等といった重い義務を課された中で、司法の担い手として養成された。そして、多くの者がその期待に応え、まさに今、司法

の担い手として、それぞれの立場で重要な役割を果たしている。当会においても、谷間世代は、会員全体の4分の1近くを占めるに至っている。

そして、こうした谷間世代のうち、75%近くの者が貸与金を借り入れている。当会が実施した谷間世代の意見交換会等においては、貸与金を借りた者は、修習が終わった後も貸与金の負担感や谷間世代前後の者との不公平感を感じており、また、貸与金を借りていなかった者も、生活費を稼ぐために修習を1年遅らせたり、生活費を切り詰めたり、貯金を少しずつ切り崩すなどしていた実情も明らかとなった。このような経済的負担のために、弁護士としての公益的・社会的な活動に対して、消極的になりかねないなどの悪影響が生じている懸念もある。

- 3 当会では、これまでも司法修習の公共的意義に鑑み、司法修習生の経済的基盤を十分に国が支援すべきことを訴え続けており、上記裁判所法改正に対しては、「司法修習生に対し修習給付金を支給する法改正についての会長声明」（平成29年5月24日付け）により、国に対し、多様な人材が安心して修習に専念できるように修習給付金の増額を求めるとともに、谷間世代との公平性実現に向けた措置を検討することを求めたものであるが、国及び関係機関は、修習中の経済的支援策が十分でなかった谷間世代の実情をふまえた手当てを何ら行っていないものであって、かかる谷間世代について生じている不平等・不公平の是正等の措置を講じることは、国の緊急課題であると考えられる。

しかも、かかる是正等の措置が早急に実現されず、新第65期司法修習終了者の貸与金の最初の返還期限である平成30年7月25日が到来してしまえば、措置を講じることが一層困難となってしまう。

- 4 よって、当会は、声明の趣旨記載のとおり、国及び関係機関に対し、新第65期から第70期司法修習終了者への経済的支援が十分でなかった実情をふまえ、これら谷間世代のために、不平等・不公平の是正等の措置を早急に講じることを求め、かかる是正等の措置が実現するまでは、新第65期司法修習終了者について平成30年7月25日から始まる貸与金の返還期限の猶予措置をはじめとした貸与金の返還期限の猶予措置を講じることを求める。